

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条〜第四十一条の二の五（略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>受信障害対策中継放送（超短波放送（デジタル放送を除く。）に係るものに限る。）</u>を行つるものであつて、空中線電力が〇・二五ワット以下のもの</p> <p>(2) <u>四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行つるものであつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの</u></p> <p>三〜二四（略）</p>	<p>第一条〜第四十一条の二の五（略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>地上基幹放送局（四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行つる無線局であつて、空中線電力が〇・〇五ワット以下のものに限る。）</u></p> <p>三〜二四（略）</p>